

# 自治基本条例についてのアンケート

## 三芳町自治基本条例策定準備会

町では、平成23年政策研究所の成果を受け、平成24年5月から「(仮称)三芳町自治基本条例」の策定準備をはじめています。本アンケートは、自治基本条例についてのPRと今後の策定段階での参考・基礎資料とさせていただくために実施いたします。アンケートへのご回答にご協力をお願いいたします。

- ・このアンケートは、広く住民の皆様のご意見を反映させることができるよう、18歳以上の方1000人を無作為抽出し送付させていただきました。
- ・個々のご意見について、直接個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・未回答の問いが残りましても、ぜひご返送ください。
- ・このアンケート用紙に直接ご記入いただき、別添の返信用封筒で3月15日までにご投函ください。(切手は不要です)

— それでは、お伺いいたします。 —

(回答方法は、特に指定がある場合を除き該当する番号に○をつけてください。)

### 【自治基本条例の認知度についてお伺いします】

(1) あなたは、自治基本条例を知っていますか。

- ① どのようなものか良く知っている
- ② 名前は聞いたことがある
- ③ 知らない

※この質問で①と答えた方は、次へお進みください。②③と答えた方は、同封の「自治基本条例とは？」をご覧ください。

### 【あなた自身についてお伺いします】

(2) あなたの年齢を教えてください。

- ① 18、19歳    ② 20歳代    ③ 30歳代    ④ 40歳代
- ⑤ 50歳代    ⑥ 60歳代    ⑦ 70歳以上

(3) あなたのお住まいの地域を教えてください。

- ① 上富    ② 北永井    ③ 藤久保    ④ 竹間沢    ⑤ みよし台

(4) あなたは、これからも三芳町に住み続けたいと思っていますか。

- ① はい    ② いいえ    ③ どちらともいえない

(5) あなたは、三芳町にお住まいになって何年になりますか。

- ①生まれてからずっと ②1年未満 ③1年以上3年未満  
④3年以上5年未満 ⑤5年以上10年未満 ⑥10年以上20年未満  
⑦20年以上

**【現在の三芳町についてお伺いします】**

(6) 三芳町の生活で良いと思う点、改善すべき点を下の①～⑰の中からそれぞれ選んでください。(各3つ以内)

- 良い点(      /      /      )      改善すべき点(      /      /      )
- ①コミュニティ (行政区・自治会など)      ②住民と行政の協働  
③住民活動 (ボランティア・サークルなど)      ④道路・外灯・住宅・上下水道  
⑤交通安全・防災・防犯      ⑥交通の利便性      ⑦みどり・公園  
⑧ゴミ・資源・衛生      ⑨福祉・健康・医療      ⑩産業・観光・雇用  
⑪子育て・青少年育成      ⑫教育      ⑬生涯学習・文化・スポーツ  
⑭議会      ⑮町の施設・設備      ⑯各種まちづくり計画  
⑰その他 (      )

**【これからの三芳町のまちづくりについてお伺いします】**

(7) 三芳町の行政に特に望むことは何ですか。(○は1つ)

- ①安全・安心      ②教育・子育て      ③環境      ④行政改革  
⑤福祉      ⑥健康・介護      ⑦みどり      ⑧情報公開・共有  
⑨産業・観光      ⑩都市整備・道路  
⑪その他 (      )

**【自治基本条例についてお伺いします】**

(8) 自治基本条例に定めるのは、一般的に次のような項目が挙げられますがその中で大切だと思う順に3つご記入ください。

- 大切だと思うもの(      /      /      )
- ①まちづくりの方向性や将来像  
②住民と行政による協働のまちづくり  
③住民の権利 (生活権、町政への参加権など) と責務  
④町長や職員、議会の責務  
⑤住民参加の手続き・しくみ (制度)  
⑥行財政情報やまちづくり情報の公開・共有  
⑦町の総合振興計画の策定  
⑧行財政改革の位置づけ  
⑨人権の尊重  
⑩良好な地域コミュニティの形成  
⑪その他 (      )

(9) 町政運営の基本ルールとして、大切だと思う順に3つご記入ください。

大切だと思うもの ( \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ )

- ①個人情報保護
- ②情報公開、情報共有
- ③行政の説明責任
- ④機能的・効率的な行政組織
- ⑤議会による行政監視
- ⑥危機管理体制の確立
- ⑦財源の効果的・効率的活用、財産の計画的運用・管理及びその公表
- ⑧意見、要望、苦情等への誠実な対応
- ⑨近隣自治体との連携
- ⑩国際交流、多文化共生
- ⑪その他 ( \_\_\_\_\_ )

(10) 行政活動への参加や協働のまちづくりを進めるためのしくみを、大切だと思う順に3つご記入ください。

大切だと思うもの ( \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ )

- ①まちづくり懇話会、出前講座ほか、まちづくりの情報共有や意見交換の機会
- ②審議会委員等の公募、会議の公開制度
- ③町長への手紙・メールほか、広聴のしくみ
- ④計画策定段階からの住民参画の保障（政策研究や意見交換型世論調査、各種検討委員会、ワークショップ等）
- ⑤住民によるまちづくり提案制度
- ⑥公募補助金ほか、NPO・コミュニティ等への支援制度
- ⑦まちづくりへの参加登録制度（企画委員や事業サポーター等）
- ⑧施策・事業に対する住民モニター制度（感想やアイデア）
- ⑨行政評価、事業仕分け等への住民参加
- ⑩パブリックコメントほか、条例や施策の決定前の情報提供
- ⑪住民意識調査、満足度調査
- ⑫住民投票制度の創設（重要政策の是非等）
- ⑬住民自治協議会等の設置
- ⑭その他 ( \_\_\_\_\_ )

(11) 条例策定にあたって、町長、職員の責務として、大切だと思う項目を選んでください。（2つ以内に○）

- ①住民と協働してまちづくりに取り組むこと
- ②全体の奉仕者であることを自覚すること
- ③行政運営の経費は税金であることを自覚して、常にコスト意識を持つこと
- ④公正、誠実かつ効率的に職務を遂行すること

- ⑤職務に必要な知識、技能等の向上に努めること
- ⑥法令を遵守すること
- ⑦その他（ ）

(12) 条例策定にあたって、議会の責務として、大切だと思う項目を選んでください。(2つ以内に○)

- ①行政を監視すること
- ②住民の意思を代弁すること
- ③意思決定機関としての責任を自覚すること
- ④住民に開かれた議会運営に努めること
- ⑤政策提言・政策立案機能を強化すること
- ⑥議会における意思決定内容の説明を行うこと
- ⑦その他（ ）

(13) 条例策定にあたって、住民の責務として、大切だと思う項目を選んでください。(2つ以内に○)

- ①住民がまちづくりの主体であることの自覚とまちづくりへの参加
- ②行政区や自治会への加入と地域活動への参加
- ③自らの発言と行動に責任を持つこと
- ④防災や防犯、交通安全など地域の安全安心に配慮すること
- ⑤社会福祉や子どもの教育・育成に配慮すること
- ⑥地域の産業経済の発展に配慮すること
- ⑦地域のみどりや環境の保全に配慮すること
- ⑧その他（ ）

(14) 自治基本条例が制定された場合、どのような効果を期待しますか。その他、住民自治や行政運営、まちづくり等に関してご意見ご提案をご記入ください。

アンケートは以上です。貴重なご意見ありがとうございました。

誰もが暮らしやすい町にするために「(仮称)自治基本条例検討町民会議」のメンバーを募集していますので、是非ご参加ください。